

函館市都市景観賞実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市都市景観賞の表彰に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観賞 要綱第2条に規定する函館市都市景観賞をいう。
- (2) 物件等 函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号。以下「条例」という。）第34条第1項に規定する都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等その他の物件または都市景観の形成に貢献したと認められる活動をいう。
- (3) 部門 要綱第4条第1項に規定するものをいう。
- (4) 選考物件等 一次選考において書類選考を行い、部門に関係なく、物件等の中から10件程度選ばれたものをいう。
- (5) 委員会 条例第34条第2項に規定する函館市都市景観賞選考委員会をいう。
- (6) 受賞物件等 景観賞に決定した物件等をいう。
- (7) 被表彰者 受賞物件等の所有者、設計者、施工者、その他関係者および団体等をいう。

(募集の対象)

第3条 景観賞の募集の対象は、要綱第4条第1項に規定する物件等で、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 市内に存するものとする。
- (2) 要綱第4条第1項第1号および第2号に規定する対象部門は、募集開始時点で新築・改築等が行われてから、概ね10年以内のものとする。
- (3) 要綱第4条第1項第3号に規定する対象部門は、複数年に渡りまち並み景観を向上させる活動等を行った団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する物件等については、募集の対象としない。

- (1) 公共物件等
- (2) 物件等に係る法令の規定に適合していないもの
- (3) 過去に実施した景観賞（条例附則第2条の規定による廃止前の函館市西部地区歴史的景観条例（昭和63年函館市条例第12号）第28条の規定による表彰を含む。）の受賞物件等

(周知方法)

第4条 募集の周知は、広報市政はこだておよび市のホームページ等を用いて行うものとする。

(応募期間)

第5条 要綱第4条第3項に規定する期間は、おおむね3か月間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(応募の方法)

第6条 応募は、自薦他薦を問わず、行うことができるものとする。

2 応募の方法は、応募用紙(別記様式)を提出する方法または電磁的方法によるものとする。

(応募先)

第7条 前条第2項の応募は、都市建設部まちづくり景観課あて行うものとする。

(応募書類の取扱い)

第8条 応募に際して提出した書類は、受付後に返却を行わないものとする。

(選考)

第9条 景観賞は、応募のあったものの中から、「函館市都市景観賞選考の取扱い」に基づき、選考を行うものとする。

(一般投票)

第10条 選考物件等に対し、市役所本庁舎ならびに市内商業施設において投票により意見聴取することができるものとする。

2 前項による一般投票を実施した場合、委員会は、その結果を参考にして表彰の対象となる物件等を選考するものとする。

(被表彰者の決定)

第11条 委員会は、第9条に基づき選考を行い、市長にその報告を行うものとする。

2 市長は、前項の報告を受け被表彰者を決定するものとする。

(表彰)

第12条 被表彰者には、表彰状を授与するものとし、副賞を授与できるものとする。

(公表)

第13条 景観賞の受賞物件等の公表は、広報市政はこだておよびホームページ等を用いて行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式 略